

毎月15日までの会費納入に、  
ご協力をお願いします。

会計 山崎 孝亀



# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 飲食店店舗、事業所、工場など原則「禁煙」に

**健康増進法(受動喫煙防止)が4月1日から本格実施!**

小規模の飲食店等にも原則禁煙が拡大されます

改正健康増進法が4月1日から本格実施され、受動喫煙防止に向けて飲食店や事業所、工場などの室内での喫煙ができなくなりま

す。昨年7月1日からは公共施設や病院などの敷地内の喫煙が禁止されましたが、今回の改正で小規模の飲食店等にも原則禁煙が適用されます。

今まで喫煙OKとしていた飲食店にとっては、これからどうい

う店にしていくか判断を迫られることとなります。

喫煙可能にする場合は事前に保健所への届出が必要です

店内で喫煙を可能にするには、「喫煙専用室」を設置するか、店内全部を「喫煙可能室」とする必要があります。

なお、店内全部を「喫煙可能室」にするには、4月1日以前から営業していること、床面積100平米以下の小規模飲食店であることなどの条件があり、事前に保健所(春日井市は春日井保健所)に届出が必要です。

ただしその場合は、上記のような標識を掲示しなければならず、20歳未満の立ち入りも禁止されるので要注意です。

違反者には**最大50万円の罰金**と**罰金あり!**

4月1日以降、健康増進法に違反すると最大で50万円の過料(罰金)が科せられますので、注意が必要です。

受動喫煙防止はたしかに世界の流れですが、飲食店にはそれぞれ実情があると思います。各店の状況に合わせて、どうしたら営業にプラスになるか、よく考えて対策を立てるようにしましょう。不明な点は事務所までお問合せください。



喫煙可能店  
Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。  
「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。



喫煙専用室あり  
Designated smoking room available

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。

### 各支部・各班申告相談会の日程

<東支部>

2月15日(土)19時~

出川・大留班会

キャリンミー

2月16日(日)10時~

坂下・白山班会

岳

2月22日(土)18時~

支部相談会

高蔵寺ふれあいセンター

<西支部>

2月23日(日)14時~

支部相談会

西部ふれあいセンター

<南支部>

2月23日(日)13時~

支部相談会

レディヤンかすがい

<北支部>

2月23日(日)10時~

支部相談会

鷹来公民館

3月1日(日)10時30分~

支部相談会

民商事務所

変更・追加等ありましたら追ってお知らせします。

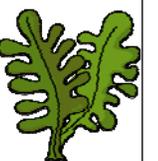
### 来所の方をお願いします

所得計算等でわからないことはお気軽にお問合せください。ただし、来所される時は必ず事前に電話で時間を調整の上、来所してください。突如の来所はお断りする場合があります。

### 日高昆布発売中!

中・300グラム...1,600円  
小・200グラム...1,200円  
根こんぶ(300グラム)  
...2,400円

※大(500グラム)は好評につき完売しました



いいもの倶楽部のオリジナルひな人形  
写真を元に作ります“すべて手作りです!”



似てるから!  
親近感がいつまでも!



ひな人形

いいもの倶楽部人形(西支部会員)

☎0568-81-0918

mail : kita@gf7.so-net.ne.jp

いいもの人形 ← 検索